

本県の犯罪被害者等の状況等について

令和3年6月15日

広島県環境県民局県民活動課

1(1)本県における犯罪被害の状況

- 刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、1,100件を超える凶悪犯，粗暴犯が認知されている。
- 本県の刑法犯被害にかかる死傷者数は、493人（令和2年）

■本県の刑法犯認知件数

	令和2年		令和元年	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
刑法犯総数(件)	11,726	6,104	14,160	6,459
凶悪犯・粗暴犯計	1,178	1,052	1,341	1,164
凶悪犯	83	83	104	98
殺人	17	18	15	14
強盗	20	21	22	19
放火	18	18	21	21
強制性交等	28	26	46	44
粗暴犯	1,095	969	1,237	1,066
暴行	534	476	658	574
傷害・傷害致死	441	393	443	381
脅迫	87	70	94	82
恐喝	33	30	42	29

■本県の刑法犯被害にかかる死傷者数

	令和2年	令和元年
死傷者数(人)	493	528
男性	294	291
女性	199	237

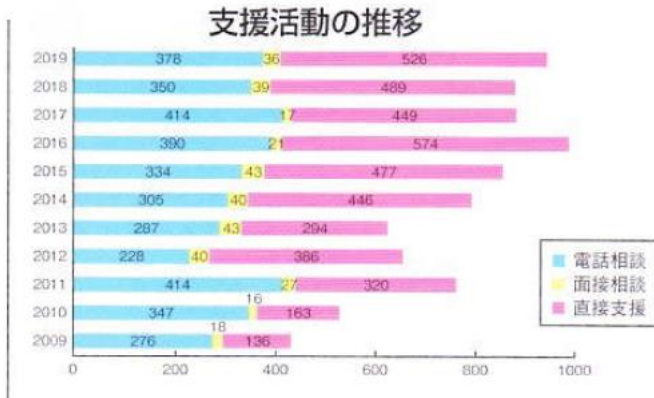
■本県の交通事故死傷者数

	令和2年	令和元年
事故件数(件)	4,779	6,257
負傷者数(人)	5,648	7,643
重傷者数(人)	840	1,043
死者数(人)	71	75

1(2)本県における犯罪被害の状況(相談支援機関・団体の状況)

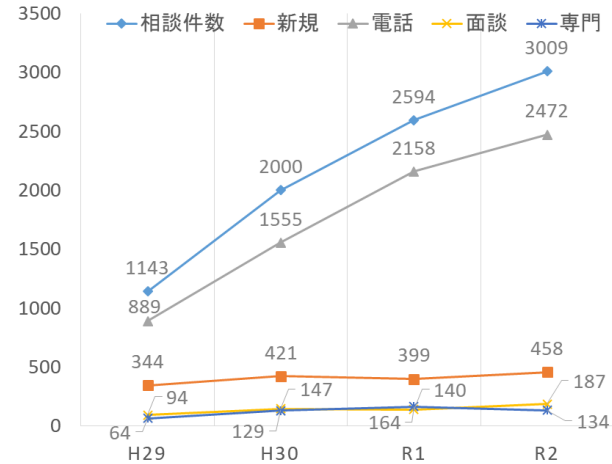
- 広島被害者支援センターは、年間延べ800～900件程度の相談及び直接支援を実施
- 性被害, DV, 児童虐待の各支援機関での相談対応件数は増加傾向

■公益社団法人広島被害者支援センター



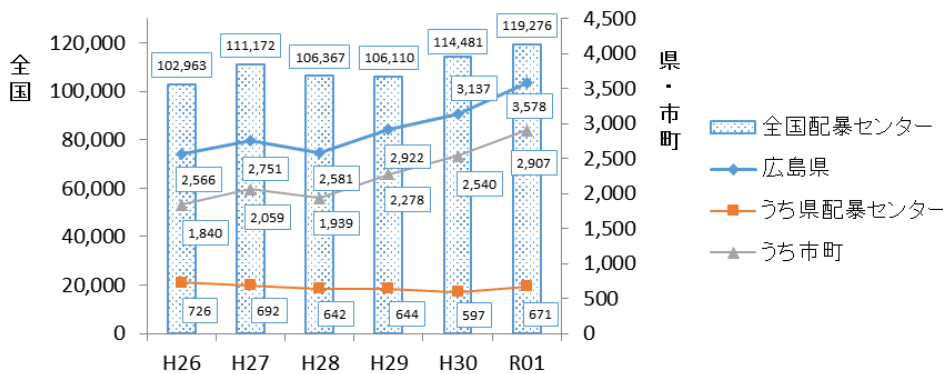
(出典)団体HPより

■性被害ワンストップセンターひろしま



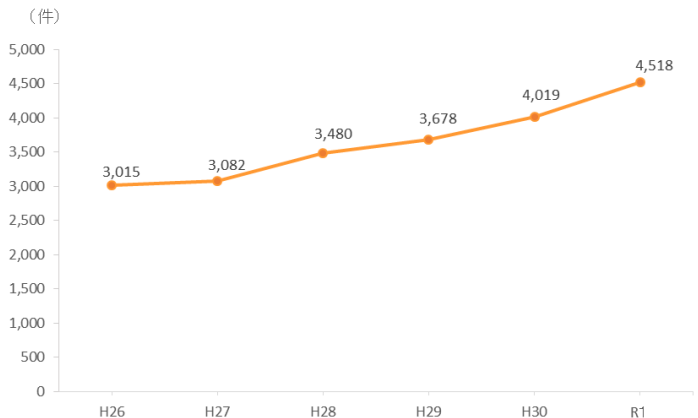
県民活動課資料

■県配偶者暴力相談支援センターの 婦人相談件数(うち暴力逃避に係るもの)



(出典) ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次)

■広島県内児童相談所における児童虐待相談 対応件数

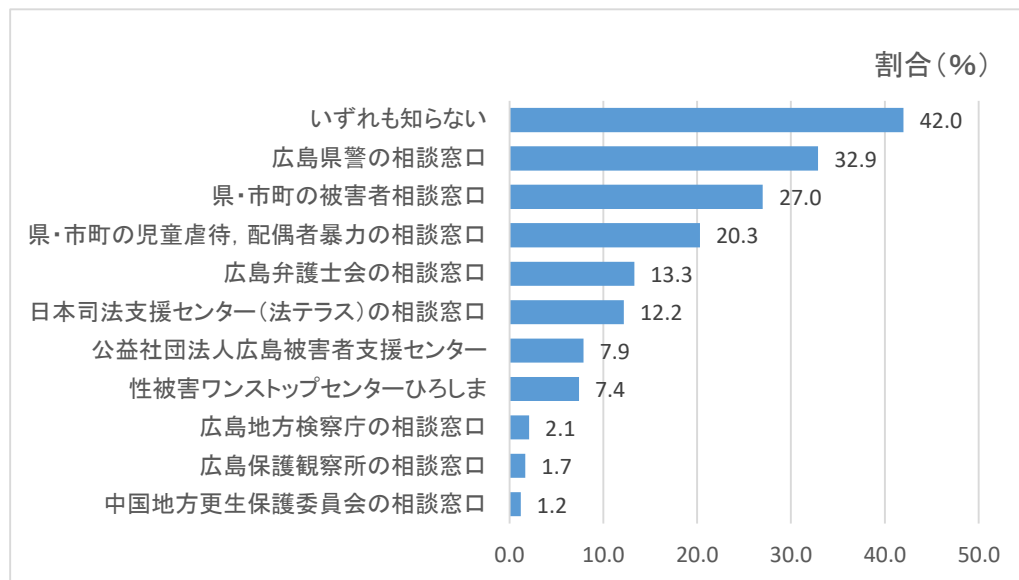


2 犯罪被害者等支援に関する県民の認知度・意識

- 犯罪被害者等のための相談窓口は、「いずれも知らない」が、42.0%で最多。
- 「犯罪被害者等が支援を受けることができる相談体制の整備」について、49.1%が必要と回答。県で取り組んでいることを知っているのは、11.2%。

【県政世論調査】(R2)

犯罪被害者及びその家族等の支援のための相談窓口の認知度(有効回答1272)



【広島県県民意識調査】(R2)

犯罪被害者等が支援を受けることができる相談体制の整備について

回答	回答者数
必要だと思う取組である	491人/1000人
広島県で取り組んでいることを知っている	112人/1000人

3 支援ニーズ～全国調査結果(H29 警察庁)

[調査概要]・平成29年度犯罪被害類型別調査 ・インターネット調査 ・有効回答:1696名

・調査対象:過去に次のいずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族(遺族にあつては交通事故・殺人のみ)の方

(配偶者からの暴力(DV), ストーカー行為等, 児童虐待, 性的な被害, 交通事故, 殺人・殺人未遂又は傷害等(死亡又は全治1週間以上)の暴力犯罪)

○「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」が「直後」, 「現在」とも最多。
 ○「事件・被害に関する話を聞いてもらう」が「直後」で2番目, 「現在」で3番目に多い。

【被害直後】

	必要とした支援・手助け	割合
1	どのような支援・配慮が必要かわからなかった	37.3
2	事件・被害に関する話を聞いてもらう	30.9
3	警察・検察との対応の手助け, 付き添い	13.8
3	特になし	13.8
5	精神的な支援	12.9
6	そっとしておいてもらうこと	10.0
7	プライバシー等への配慮	9.0
8	職場・学校等での配慮	7.7
9	弁護士の紹介	6.6
10	経済的な支援	5.7
11	医療機関の紹介	5.6
12	司法手続のことを教えてもらう	5.0
13	役所等での手続き補助	4.7
14	医療機関へ行く際の付き添い	3.3
15	生活全般の手伝い(買い物などの身の回りのことを含む)	2.3
16	家族の介護, 子どもの世話	1.8
17	支援団体, 自助グループ等の紹介	1.5
18	その他	1.2
19	裁判所へ行く際の付き添い	0.9
20	報道機関の対応の手助け	0.3

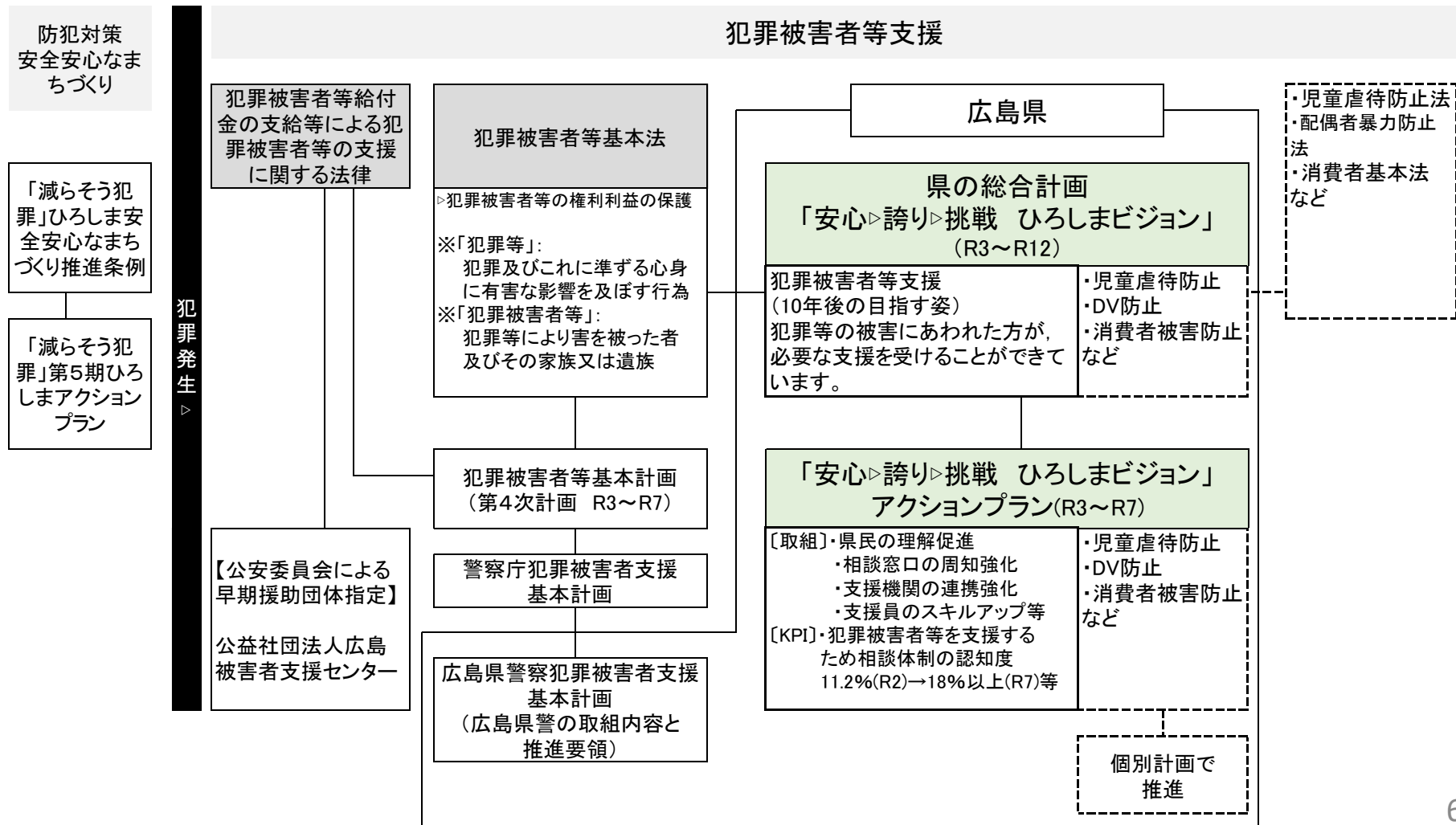
【現在】

	必要とした支援・手助け	割合
1	どのような支援・配慮が必要かわからなかった	36.9
2	特になし	33.0
3	事件・被害に関する話を聞いてもらう	10.2
4	そっとしておいてもらうこと	9.4
5	精神的な支援	8.9
6	経済的な支援	4.8
7	プライバシー等への配慮	4.4
8	警察・検察との対応の手助け, 付き添い	4.0
9	弁護士の紹介	2.2
10	司法手続のことを教えてもらう	2.0
10	医療機関の紹介	2.0
12	職場・学校等での配慮	1.8
13	役所等での手続き補助	1.6
13	支援団体, 自助グループ等の紹介	1.6
15	医療機関へ行く際の付き添い	1.3
16	家族の介護, 子どもの世話	1.2
17	その他	0.9
18	生活全般の手伝い(買い物などの身の回りのことを含む)	0.8
19	裁判所へ行く際の付き添い	0.4
20	報道機関の対応の手助け	0.3

(警察庁HP掲載資料を基に, 県民活動課作成)

4(1) 県の取組状況(関係計画等)

犯罪被害者等支援を, 県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」に位置づけ, 個別の関連計画や関連機関と連携を図りながら取組を推進



4(2) 県の取組状況

■相談及び情報の提供等	
県民活動課	「総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や必要に応じて庁外の関係機関・団体の支援内容・連絡先等の情報提供や橋渡しを実施。
県民活動課	市町との連携強化を図るため、被害者支援施策を担当する市町職員を対象とした研修会を開催。
県民活動課	性被害ワンストップセンターひろしまを設置し、性暴力被害者に対する電話相談、面接相談等に対応するとともに、緊急避妊等の医療費や法律相談費用、心理カウンセリング費用の一部を負担。
県民活動課	犯罪被害者が、必要な時に必要な場所で適切に支援を受けられるよう、犯罪被害者支援に携わる各関係機関・団体が行っている様々な支援の具体的な内容や連絡先などの情報を掲載した「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成。
疾病対策課	犯罪被害者支援に係る団体や制度等について、精神保健福祉センター、保健所等に案内書や申込書等を常備し、必要とする犯罪被害者等に提供。
教育委員会	性被害にあった場合の相談先について、リーフレットの配付などにより、児童生徒へ周知。
教育委員会	犯罪被害にあった児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、必要に応じて、教育支援センターによるカウンセリング等の支援を実施。
県警	犯罪被害者等に対し、刑事手続、犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査・検挙状況、被疑者の処分状況等について、事件を担当する捜査員が連絡。
県警	刑事手続きの流れや被害者が利用できる制度、被害者支援・救済制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介などについて、分かりやすく説明したパンフレット「被害者の手引」や「交通事故相談の手引き」を作成し、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯やひき逃げ事件、交通死亡事故などの被害者に配布。
県警	(公社)広島被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定し、県警からの情報提供事案に係る犯罪被害者等の相談支援を委託。
県警	刑事司法関係機関や弁護士会、医師会等の関係機関から構成される被害者支援連絡協議会を設置し、事案等を想定したシミュレーション訓練等を実施。
県警	殺人、傷害、強制性交等の身体犯やひき逃げ事件、交通死亡事故等が発生したとき、あらかじめ指定された警察職員(被害者支援員)が、犯罪被害者の病院の受診や実況見分時の付添い、要望事項の聞き取りなどを実施。
県警	配偶者からの暴力事案について、被害者が裁判所に保護命令の申し立てをした際、裁判所からの請求により書面を提出したり、被害者への防犯指導等を実施。
県警	ストーカー事案について、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政措置、ストーカー行為に対する事件対応のほか、被害者が自ら被害を防止するための措置の教示等を実施。

4(3)県の取組状況

■ 損害賠償の請求についての援助等

県警	暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉のための助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用等必要な支援を実施。
----	---

■ 給付金の支給に係る制度の充実等

県民活動課	性被害ワンストップセンターひろしまを設置し、性暴力被害者に対する電話相談、面接相談等に対応するとともに、緊急避妊等の医療費や法律相談費用、心理カウンセリング費用の一部を負担。(再掲)
県警	国の犯罪被害給付制度(殺人等の故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、精神的、経済的打撃の緩和を目的とした一時金を支給)の受付窓口業務を実施。
県警	性犯罪被害者相談窓口を設置するとともに、一定条件の下、初診料、診断書料等医療機関の診断に係る費用の一部を負担。
県警	事件捜査上必要がある場合に、一定条件の下、診断書料を負担。
県警	一定条件の下、精神科医等による犯罪被害者等のカウンセリング費用を負担。
県警	司法解剖が行われた場合、一定条件の下、遺体検案書料及び遺体搬送料の一部を負担。

■ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

こども家庭課	児童相談所における適切な援助体制確保のため、児童心理司、保健師、弁護士、医師等を配置。
こども家庭課	児童相談所が、夜間・休日を含め、いつでも虐待通告等の緊急の相談に対応できるよう体制を確保。
疾病対策課	精神保健福祉センター職員が、犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援を適切に行うため、被害者等支援に関する研修を受講。
教育委員会	スクールカウンセラーなど、外部人材も活用しながら、学校における教育相談体制を充実。
県警	被害少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言指導やカウンセリングを実施。
県警	大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等の被害軽減のため、公認心理師及び臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置し、カウンセリングを実施。

4(4)県の取組状況

■安全の確保	
こども家庭課	児童相談所や婦人相談所において被害者等の緊急時における安全の確保のために一時保護を実施。
こども家庭課 県警	関係機関との連携と役割分担の下、虐待被害児童の早期発見保護や虐待被害児童の心理に配慮した聞き取り調査、保護者からの相談への助言指導を実施。
教育委員会	児童虐待への速やかな対応のため、教職員への研修や、学校と児童相談所等の関係機関の連携を促進。
県警	13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で出所した者の定期的な所在確認を実施。
県警	犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、緊急通報装置等の貸出や防犯指導等を実施。
県警	暴力団により危害を加えられるおそれがある場合に、緊急通報装置の貸出、一時避難場所の確保等を実施。
■居住の安定	
住宅課	犯罪被害者や配偶者からの暴力被害者が、従前の住宅に居住することが困難となるとともに、住居に困窮する場合に、公募によらずに一時的に県営住宅へ入居することを許可。
住宅課	犯罪被害者や配偶者からの暴力被害者が、県営住宅へ応募した場合、当選率を一般世帯の2倍とする措置を実施。
住宅課	居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援を実施。
県警	自宅が殺人事件等の現場になり、清掃業者に自宅の清掃を依頼した場合、かかった費用の一部を補助。

4(5) 県の取組状況

■保護、捜査、公判等の過程における配慮等	
県警	警察官に対して、次のとおり教育を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・職員による二次被害の防止に係る教育実施(採用時、上位階級・職への昇任時) ・配偶者暴力事案への的確な対処に係る教育を実施 ・被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るための研修を実施 ・性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、専門的知見を有する講師による講義を実施 ・障害者の特性に配慮した捜査及び支援を推進するため、専門的知見を有する講師による講義を実施
県警	性犯罪捜査を担当する係へ女性警察官を配置。
■刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための制度の整備等	
県警	医療機関等における性犯罪証拠採取キットの整備を進めるとともに、医師等に被害者からの証拠資料の採取方法を教示。
■県民の理解の増進	
県民活動課 県警	犯罪被害者週間(11/25～12/1)において、民間被害者支援団体等と連携し、街頭キャンペーン、講演会等を開催。
県民活動課	「若年層の性暴力被害者予防月間」(4月)の期間に、SNS等の媒体を活用し、性暴力の加害者にも被害者にもならないための広報啓発を実施
教育委員会	文科省「性犯罪・性暴力の強化の方針」に基づき、子供の発達段階に配慮しながら、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための教育を実施。
県警	犯罪被害者等への配慮の涵養等に努めるため、教育委員会等の関係機関と連携し、講演会「命の大切さを学ぶ教室」や『「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール』を開催。

(県民活動課調査(消費者被害に特化した取組除く))

5 県内市町の状況

- 総合相談窓口の設置:全市町
- 犯罪被害者等支援に特化した条例を制定している市町:8市町
- 犯罪被害者等の見舞金制度がある市町:11市町

6 今後の検討にあたって、考慮が必要な社会情勢等

■国計画*で示されている事柄

(* 第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月)「はじめに」より)

- 中長期的な支援の充実
- 自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等への支援
- 個々の事情に一層配慮した支援
- 社会全体で支えていく機運の一層の醸成
- 新型コロナウイルス感染症やデジタル化の進展等の変化への対応

■考慮が必要な社会情勢の変化

- 少子高齢化の進展 ⇒ 支援人材の確保の困難化
- 多様性に対する認識の高まり ⇒ 個々の事情に一層配慮した支援
- デジタル技術の進展 ⇒ デジタル技術を活用した相談環境の充実,
SNSなどによる二次被害防止の啓発強化
- 新型感染症 ⇒ 関連する犯罪発生、景況悪化による民間支援の停滞,
感染予防を講じた支援の工夫

7 今後のスケジュール

- 第2回検討会 7月～8月
- 第3回検討会 10月～11月

〔参考〕犯罪被害者等基本法の概要

※主に「地方公共団体」に関連する部分

【目的】第1条

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。

【定義】第2条

- ・「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- ・「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

【基本理念】第3条

- ・すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ・犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて切に講ぜられるものとする。
- ・犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

【地方公共団体の責務】第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【基本的施策】第11条～23条

- ・相談及び情報の提供等
- ・損害賠償の請求についての援助等
- ・給付金の支給に係る制度の充実等
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- ・安全の確保
- ・居住の安定
- ・雇用の安定
- ・刑事に関する手続きへの参加の機会を拡充するための整備等
- ・保護、捜査、公判等の過程における配慮等
- ・国民の理解の増進
- ・調査研究の推進等
- ・民間の団体に対する援助
- ・意見の反映及び透明性の確保